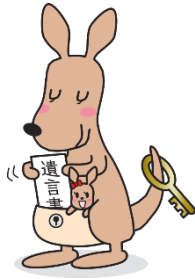


# 法務局

# 出前講座



遺言書ほかんガルー

福井地方法務局総務課  
福井市春山1丁目1-54

TEL : 0776-22-5090  
FAX : 0776-28-7118  
Mail : soumu01\_fukui@moj.go.jp



不動産登記推進イメージキャラクター  
「トウキツネ」

「法務局 出前講座」は、地域の自治体や各種団体、企業又は任意のグループ等の求めに応じて職員を派遣し、市民の暮らしに役立つ法務局の業務や役割についてご説明するものです。

令和6年4月1日から義務化された相続登記を含む登記制度を始め、法定相続情報証明制度、相続土地国庫帰属制度及び自筆証書遺言書保管制度など、相続に関する各種制度の講座を取り扱っています。

## 1 受講対象者

福井県内の学校・地方自治体・企業・地域の団体又は任意のグループ（おおむね10人以上）

## 2 申込方法

[出前講座メニュー](#)から希望する「テーマ」を選択し、[申込書](#)に必要事項を記入の上、開催希望日の3週間前までに、直接持参・郵送・FAX・電話等により、当局総務課へお申し込みください。  
[メニュー以外の講座を希望する場合は事前にお問合せください。](#)

## 3 会場

会場は申込者でご用意ください（なお、会場が用意できない場合は、当局の会議室を利用できるよう調整しますが、ご要望に応じられないこともありますので、ご了承ください。）。

## 4 講座実施時間

1 講座あたり60分程度（希望により調整できます。）。  
※時間帯は、平日の午前10時から午後5時まで。

## 5 講座の費用

講師の派遣費用や資料代は無料

## 6 その他

営利、宗教活動又は政治活動を目的とする場合等、本講座の趣旨に反する場合には、お受けできませんのでご了承ください。



# 出前講座 メニュー

番号	知りたいこと	テーマ	講座の内容
1	相続登記について詳しく知りたい！	相続登記の義務化	誰が相続人になるのか、その相続分は？といった相続に関する基本的な知識（法定相続分、遺言、遺産分割など）について説明します。 令和6年4月1日から始まった相続登記義務化の内容と追加された新たな制度（相続人申告登記、所有不動産記録証明書）等について説明します。
2	相続登記手続をより早く、より便利にしたい！	法定相続情報証明制度	各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」について、制度の概要、必要書類、申出書の書き方について説明します。
3	相続した土地を手放したい！	相続土地国庫帰属制度	相続した利用しない土地を手放すことができる「相続土地国庫帰属制度」について、制度の概要、対象土地、手続の流れについて説明します。
4	自分で書いた遺言書はどう保管するの？	自筆証書遺言書保管制度	遺言の方式や効果、遺言書を作成しておいた方がよいケースなどについて説明します。 また、自筆証書遺言書を法務局が保管する制度の概要、遺言書保管の手続について説明します。

●このメニューは参考例ですので、内容の追加・変更や複数のテーマを組み合わせることが可能です。

●メニュー以外の法務局の業務に関する講座を希望する場合は事前にお問合せください。

●講座時間は基本的に60分程度となりますが、内容により調整できます。

●[人権擁護に関する研修会等への講師の派遣依頼はこちらをご覧ください。](#)

# 「法務局出前講座」申込書

(宛先) 福井地方法務局総務課長

令和 年 月 日

団体名称							
連絡先	代表者	氏名				住所	〒
	担当者	氏名				住所	〒
	電話番号						
	メールアドレス						
希望講座		番号			テーマ		
		<p>◆ 希望するテーマについては、別添の出前講座メニューから、番号及びテーマをご記入ください。</p> <p>◆ なお、内容の追加や変更、講座時間の延長や短縮のご希望がある場合は、あらかじめご連絡いただければ、可能な範囲でご希望に応じます。</p>					
参加予定人数							
実施希望場所 <small>※お手数ですが、会場は皆様でご用意ください。</small>		会場					
		所在地				電話	
希望実施日		第1希望	令和	年	月	日 ( )	午前・午後 時 分～
		第2希望	令和	年	月	日 ( )	午前・午後 時 分～
		第3希望	令和	年	月	日 ( )	午前・午後 時 分～
講座に併せて実施する行事等							

## ＜注意事項＞

1. 必要事項をご記入の上、直接持参、郵送、FAX、電話等で希望日時の3週間前までにお申し込みください。
2. この講座は、法教育の一環として、法務局の所掌業務等に関する説明を行うものであり、要望や苦情、交渉をする場ではありませんので、趣旨をご理解の上、お申し込みください。
3. 営利、宗教活動又は政治活動を目的とする場合、実施できませんのでご了承ください。
4. お申し込みいただいた後、実施する担当課から、連絡先欄に記入された方に連絡をし、打合せをさせていただきます。他の団体の申込状況等の関係で、希望に添えない場合がありますのでご了承ください。